

令和8年度札幌市がん集団検診WEB予約受付システム導入・運用業務
公募型企画競争 提案説明書

本公募は、令和8年度予算の成立を前提として実施するものである

令和8年2月
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部

1 業務名

令和8年度札幌市がん集団検診WEB予約受付システム導入・運用業務

2 業務目的

がん検診は、厚生労働省の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための方針」に基づき、国民の死亡率減少を目的とした「対策型検診」として実施されている。

札幌市（以下「本市」という。）においては、各区保健センターや地区会館等を会場とした集団検診を実施することで、市民が安価かつ身近に受診できる環境の整備に努めてきた。

一方で、現在の集団検診の申込は、会場により電話や町内会の回覧板による方法が中心となっており、市民の利便性向上および事務の効率化に向けたオンライン化の推進が急務となっている。

本業務は、受注者が保有する検診WEB予約受付システム（以下「検診システム」という。）の導入およびその運用ノウハウを活用することで、申込のオンライン化による市民の利便性向上を図るとともに、確実な受診機会を提供することを目的とする。

また、本市の多様な検診会場への対応に加え、WEB操作が困難な市民への職員による代理予約の操作性や予約データの管理（CSV出力等）における容易さなど、高度な柔軟性と実用性が求められる。

このため、本業務の遂行にあたっては、豊富な実績と専門的な知見を有する事業者から広く提案を募る公募型プロポーザル方式を採用し、本市の課題解決に最も適した事業者を選定するものである。

3 業務内容

業務の内容については、別紙仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

4 予算規模（契約限度額）

総額1,320,000円（消費税及び地方消費税を含む）

契約金額には、検診システムの導入・構築、運用・保守等に掛かる一切の経費を含むとともに、企画提案により付加された機能等、仕様書に記載は無いが実施が効果的と認められる事項を行う場合においても、本契約金額の中で支出すること。

なお、本事業は令和8年第1回定例市議会において令和8年度予算が議決された場合に実施する。

5 委託業務実施の条件

(1) 参加資格要件

次の要件を全て満たすものとする。

ア 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者（以下「資格者」という。）であること。ただし、資格者でない者であっても、以下に定める書類を提出し所定の審査を経た上で、参加することができる。

提出書類	備 考
1 申出書	・様式2
2 登記事項証明書	・現在事項証明書または履歴事項全部事項証明書
3 財務諸表	・損益計算書及び貸借対照表 ・直近2期分
4 納税証明書（市区町村税）	・本店の所在地の市区町村が発行するもの ・写し可
5 納税証明書（消費税・地方消費税）	・未納がない旨の証明書 ・写し可

イ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

オ 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

カ 個人情報取り扱いに関して、JIS Q 15001規格に基づくプライバシーマークを取得していること。

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

6 企画競争実施に係るスケジュール

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 企画提案の告示 | 令和8年2月24日(火) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年3月2日(月)12時必着 |
| (3) 参加意向申出書・資格審査関係書類提出期限 | 令和8年3月4日(水)15時必着 |
| (4) 参加資格の確認 | 令和8年3月5日(木) |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和8年3月13日(金)15時必着 |
| (6) 書類審査（参加者が6者以上の場合） | 令和8年3月16日(月) |
| (7) 企画提案審査会 | 令和8年3月19日(木)予定 |
| (8) 選考結果の通知 | 令和8年3月下旬 |
| (9) 契約締結 | 令和8年4月上旬 |

7 参加意向申出書・資格審査関係書類の提出【令和8年3月4日(水)15時必着】

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 資格審査関係書類 一式

※ イについては、5(1)アに示す資格者以外で、所定の審査を経る必要のある者が対象

ウ JISQ15001規格に基づくプライバシーマーク付与を確認できるもの

(2) 提出期限

令和8年3月4日(水)15時必着

(3) 提出方法

下記「16 各書類の提出先・問い合わせ先」宛に郵送または持参

※ 直接持参する場合には、平日の9時00分～17時00分（提出期限の令和8年3月4日15時まで）に持参すること。

※ 郵送の場合は、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付すること（締切日時必着）。

8 企画提案等の提出【令和8年3月13日(金)15時必着】

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び積算書(様式自由、A4、片面使用)

- ・ 表紙に提案者の団体名称を記載したもの（正本） 1部
- ・ 提案者を特定可能な情報が記載されていないもの（副本） 9部

(2) 留意事項

ア 企画提案書は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載することとし、片面印刷で最大30ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。

イ 提出にあたっては一式をクリップで留め、特別な製本は行わないこと。

ウ 審査の公正を期すため、副本9部には、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現（事業者名、ロゴ、URLなど）は一切記載しないこと。

エ 積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

オ 参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 提出期限

令和8年3月13日(金) 15時必着

(4) 提出方法

下記「16 各書類の提出先・問い合わせ先」宛に郵送または持参

※ 直接持参する場合には、平日の9時00分～17時00分（提出期限の令和8年3月13日15時まで）に持参すること。

※ 郵送の場合は、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付すること（締切日時必着）。

9 企画提案を求める項目

(1) 導入実績

本業務に関係する過去の業務実績等を示すこと

(2) 業務実施方針等

業務の執行体制や業務スケジュール、実施方法等を示すこと

(3) 個別の実施内容に関する提案について

「3 業務内容」に記載している別紙仕様書の内容を実現するための具体的な実施方法、具体的かつ効果的な対応方法、留意すべき視点等を示すこと

(4) 独自提案について

上記(3)以外の事柄で、効果的と考えられる事柄があれば提案すること

10 質問及び回答方法

(1) 質問方法

- ・質問がある場合には、質問受付期間内に所定の質問書（様式3）に質問の要旨を記入し下記「16 各書類の提出先・問い合わせ先」宛てに電子メールで送信すること。
- ・メールの件名は「令和8年度札幌市がん集団検診WEB予約受付システム導入・運用業務 質問書」とすること。
- ・提出期限は、令和8年3月2日(月)12時必着

(2) 回答方法

原則として、質問に対する回答は令和8年3月3日（火）までの間に電子メールにより質問者に回答するほか、必要に応じてホームページ上に掲載する（質問者名は公表しない）。

なお、提出期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

また、本件企画競争に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

11 契約候補者の選定

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の契約候補者選定のため、「令和8年度札幌市がん集団検診WEB予約受付システム導入・運用業務企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）を設置し審査を行う。

(2) 選定方法

本市の指定する日程（「6 スケジュール」に記載。時間は後日連絡）に、企画提案事業者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施し、最も優れた1者を選定する。

なお、企画提案数が6者以上となった場合は、下記(4)エの審査基準により、委員による書類選考を行い、プレゼンテーションに参加する上位5者程度までの企画提案を選定する。

(3) 実施場所

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課会議室（下記「16 各書類の提出先・問い合わせ先」を参照）とする。

(4) 実施方法

ア 出席者は3人以内とする。

イ 持ち時間は30分（説明20分、質疑10分）程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。なお、提案者総数に応じ質疑応答の時間は短縮等を行う可能性がある。

ウ 事前に提出した企画提案書及び積算書に基づいて、企画提案すること。当日は、追加資料の配布は認めない。

エ 審査は別紙「評価項目及び評価基準表」による総合点数方式とし、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(5) 審査結果

ア 通知

契約候補者の決定後、速やかに提案者全員に対し、電子メールにより通知する。

イ 審査の評価結果に係る疑義の申し立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

ウ 審査の過程については公表しない。

(6) その他

ア 参加者が1者となった場合でも、最低基準点を超えた場合は契約候補者とする。

イ 合計得点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

12 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者

(2) 審査の公平性を害する行為を行った者

(3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

14 契約

(1) 契約は、選定された契約候補者と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（積算書を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

(2) 選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合には、実施委員会において次点とされた事業者を契約候補者として協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は契約候補者として選定しない。

15 その他の注意事項

(1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。

(2) 業務従事者一覧に記載された総括責任者及び管理技術者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

(3) 提出期限後の企画提案書の提出、再提出、差し替えは認めない。また、同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

(5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があつたときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

(6) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(7) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権その他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。

(8) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

16 各書類の提出先・問い合わせ先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 OREビル7階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課 担当：田澤
TEL：011-211-3513
メールアドレス：gantaisaku-tantou@city.sapporo.jp